



奈良市議会  
改革新政会

# 議会報告 News

vol.1

奈良市議会  
奈良市二条大路南一丁目1-1

新斎苑建設用地取得をめぐる住民訴訟、市が敗訴

## 高裁「市長の裁量権を逸脱、乱用」

### 検証し、将来の大型事業の教訓へ

奈良市が現在、建設を進めている新斎苑（横井町）の建設用地取得をめぐる住民訴訟の控訴審判決が2月26日に大阪高裁であり、高裁は仲川元庸市長の裁量権の逸脱を認め、市に対し、仲川市長個人や売主の地権者ら計3人に1億1640万円の損害賠償を請求するよう命じました。同事業の推進に向けた用地取得の手法が正しかったか、洗いざらい検証する必要があります。この検証結果を現在、市が着手している大型事業のクリーンセンター移転など、将来の大型事業へフィードバックするよう会派として求めています。

判決文によりまずと、当時の

**用地の鑑定額は5130万円で、市がこの土地を1億6770万円で取得したことについて高裁は「市長の裁量権の範囲を逸脱、乱用したもの」と指摘**しました。また地権者2人についても、売買金額を引き上げるよう要求したなどと指摘しまし

た。

昨年1月の一審、奈良地裁判決では、用地取得額のすべてになる1億6770万円を市が、仲川市長個人と地権者2人に求めることを命じました。二審の高裁判決では用地取得額から土地鑑定額を差し引き、一審判決から減額の判決となりましたが、

当時の用地取得の方法について「市の誤り」を明確化したことに変わりはありません。

長年、懸案になっていた市の大型事業はこの火葬場の移転と、クリーンセンターの移転です。会派では、**火葬場は建設が進む中、高裁の判決が出たことを重く受け止め、市の用地取得の手法や交渉の過程において、どこに判断の誤りがあったのかを再検証していく必要があると、市に対して訴えています。**

用地決定の際、ここでないければならなかった理由、地権者の値上げ交渉、たびたび追加した取得費など、洗いざらい検証し、この結果を次に抱えているクリーンセンター移転に伴う用地

取得や将来の事業へのフィードバックが必要です。



## 奈良市民は多大なリスク

### 説明、議論なき市の方針に警鐘

奈良市議会の会派「改革新政会」は、県が提唱し、県内市町村に参加を呼び掛けている上水道の一元化について、慎重な対応を市に要望しています。長年、皆さまの税を投入して整備してきた奈良市の上水道の料金は、県内でも3番目に安価ですが、県の一元化に参加すると、将来的な値上げが確実視されています。リスクを含め市民への丁寧な説明がないまま、参加へと突き進む現在の市の方針にわたしたちは警鐘を鳴らしています。

【2面に詳細解説】

#### 想定、指摘されている奈良市民のデメリット

- ✓ 将来の水道料金増
- ✓ 奈良市だけが不平等条約
- ✓ 市民の財産が県民の共有に

#### 説明ない市役所の耐震工事費増 差し止め求め住民監査請求

工事が進んでいる市役所の耐震工事は、1月の臨時議会で工事費約3億4000万円の追加が議会で承認されました。わたしたち改革新政会は、事前の説明や報告なく追加された工事の一部（耐震部分を除く）を認められないとして、同議会では反対

の意思を表明しました。説明なきまま副市長室などの工事費の増額は、市民の皆さまの理解を得られないことが理由です。

また今月までに、これら問題の工事、約6500万円の経費の支出を差し止めることを求める住民監査請求が出されています。

